

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則 等の改正の概要（案）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の改正

1 譲渡し等の禁止の適用除外について（施行規則第 5 条第 2 項関係）

譲渡し等の禁止の適用除外とする場合として、以下を追加する。

獣医師による治療のために譲渡し等をする場合

非常災害が発生した場合において、個体の保護のために必要な応急措置として譲渡し等をする場合

なお、 については、譲受け又は引取りをした者は、当該譲受け又は引取りをした後 30 日以内に環境大臣に届け出るものとする。

2 個体等の登録の申請等について（施行規則第 11 条関係）

（1）登録の申請における書類の提出

環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）は、登録要件に該当することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができることとする。

（2）登録票の様式

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）の改正により「個体」、「個体の器官」、「個体の加工品」及び「個体の器官の加工品」と区分することとなったこと踏まえ、登録票の様式を改正する。

また、哺乳綱、爬虫綱及び両生綱の生きている個体並びに全ての器官及び器官の加工品に係る登録票には、写真を付すこととする。

（3）登録票の記載事項

登録票には法第 20 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定されたものの他、以下の事項を記載することとする。

個体又は個体の加工品にあっては、生きている個体、卵、はく製又はその他の区分

個体の器官又は個体の器官の加工品にあっては、その名称

（4）変更登録の申請

法第 20 条第 5 項の規定による変更登録の申請は、以下の事項を記載した申請書に登録票及び写真を添えて提出することとする。

申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

- ・登録記号番号
- ・種名
- ・変更前の個体、個体の器官、個体の加工品又は個体の器官の加工品の区分
- ・変更後の個体、個体の器官、個体の加工品又は個体の器官の加工品の区分
- ・変更後の個体等の詳細な区分又は名称
- ・主な特徴

(5) 書換交付の申請

法第 20 条第 7 項の規定による書換交付の申請は、以下の事項を記載した申請書に登録票及び写真を添えて提出することとする。

申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

- ・登録記号番号
- ・種名
- ・個体等の詳細な区分又は名称
- ・登録票の書換の内容
- ・書換の理由

(6) 再交付の申請

法第 20 条第 8 項の規定による再交付の申請に際しても、再交付を受けようとする個体等の写真を添えることとする。

(7) 電子的な手法による申請

申請書の提出に際しては、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、申請書に記載すべきこととされている事項を記載した光ディスク等を提出することにより行うことができることとする。

3 届出について

(1) 氏名等の変更の届出

法第 20 条第 9 項の規定による氏名等の変更の届出に関しては、以下の事項を記載した届出書を提出することとする。

変更後の氏名又は住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

登録を受けた個体等に係る次に掲げる事項

- ・登録記号番号
- ・種名
- ・個体等の詳細な区分又は名称

(2) 電子的な手法による届出

氏名等の変更及び登録個体等の譲受け等の届出に際しては、環境大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、電子情報処理組織を使用して行うことができることとする。

4 広告の表示事項について

広告に際しては、法第21条第2項に規定する登録等を受けていることに加え、登録記号番号を表示しなければならないこととする。

5 その他

法の改正に伴って所要の見直しを行うものとする。

特定国際種事業に係る届出等に関する省令の改正

施行規則の改正と併せて、適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の申請に際しても、環境大臣及び経済産業大臣（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、申請書に記載すべきこととされている事項を記載した光ディスク等を提出することにより行うことができることとする。